

## 寺領簡易水道

水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間の最大値 (mg/l)	基本検査回数	回数減の可否	検査計画	
					検査実施回数	設定理由
1 一般細菌	100個/ml以下	検出せず	1回/月	不可	1回/月	
2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	1回/月	不可	1回/月	
3 カドミウム及びその化合物	0.01以下	0.001未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
4 水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
5 セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
6 鉛及びその化合物	0.01以下	0.002	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
7 ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
8 六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
9 シアン化物イオン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	1回/3月	不可	1回/3月	
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.72	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
11 フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
12 ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
13 四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
14 1,4ジオキサン	0.05以下	0.005未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
15 シス1,2ジクロロエチレン及び1,1ジクロロエチレン	0.04以下	-	1回/3月	可(注1)	1回/3月	
16 ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
17 テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
18 トリクロロエチレン	0.03以下	0.001未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
19 ベンゼン	0.01以下	0.001未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
20 塩素酸	0.6以下	0.33	1回/3月	不可	1回/3月	
21 クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	1回/3月	不可	1回/3月	
22 クロロホルム	0.06以下	0.008	1回/3月	不可	1回/3月	
23 ジクロロ酢酸	0.04以下	0.004未満	1回/3月	不可	1回/3月	
24 ジブromクロロメタン	0.1以下	0.007	1回/3月	不可	1回/3月	
25 臭素酸	0.01以下	0.001未満	1回/3月	不可	1回/3月	
26 総トリハロメタン	0.1以下	0.02	1回/3月	不可	1回/3月	
27 トリクロロ酢酸	0.2以下	0.02未満	1回/3月	不可	1回/3月	
28 ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.007	1回/3月	不可	1回/3月	
29 ブロモホルム	0.09以下	0.005未満	1回/3月	不可	1回/3月	
30 ホルムアルデヒド	0.08以下	0.018	1回/3月	不可	1回/3月	
31 亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.032	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
32 アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.08	1回/3月	可(注1)	1回/3月	5分の1超過
33 鉄及びその化合物	0.3以下	0.3	1回/3月	可(注1)	1回/3月	5分の1超過
34 銅及びその化合物	1.0以下	0.05	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
35 ナトリウム及びその化合物	200以下	9.2	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
36 マンガン及びその化合物	0.05以下	0.007	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
37 塩化物イオン	200以下	15.5	1回/月	可(注2)	1回/月	
38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	17.9	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
39 蒸発残留物	500以下	66	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
40 陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
41 ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	1回/月	不可(3)	1回/月	藻類の発生する時期
42 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	1回/月	不可(3)	1回/月	藻類の発生する時期
43 非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
44 フェノール類	0.005以下	0.0005未満	1回/3月	可(注1)	1回/年	5分の1以下
45 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5以下	0.7	1回/月	可(注2)	1回/月	
46 pH値	5.8~8.6	6.90	1回/月	可(注2)	1回/月	
47 味	異常でないこと	異常なし	1回/月	可(注2)	1回/月	
48 臭気	異常でないこと	異常なし	1回/月	可(注2)	1回/月	
49 色度	5度以下	5	1回/月	可(注2)	1回/月	
50 濁度	2度以下	1.2	1回/月	可(注2)	1回/月	

注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注2 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可。

注3 藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないと認められる期間を除く。